

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月9日

【四半期会計期間】 第84期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)

【会社名】 河西工業株式会社

【英訳名】 KASAI KOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀 浩治

【本店の所在の場所】 神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地

【電話番号】 0467(75)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 半谷 勝二

【最寄りの連絡場所】 神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地

【電話番号】 0467(75)2555

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 半谷 勝二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第83期 第3四半期 連結累計期間	第84期 第3四半期 連結累計期間	第83期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	131,971	153,955	179,475
経常利益 (百万円)	5,711	7,685	9,637
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,214	4,538	5,891
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	6,999	6,854	12,253
純資産額 (百万円)	32,570	42,283	37,162
総資産額 (百万円)	101,438	120,648	105,718
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	85.31	120.32	156.52
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	85.08	119.82	156.12
自己資本比率 (%)	27.8	30.4	30.3

回次	第83期 第3四半期 連結会計期間	第84期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	11.29	31.81

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(アジア)

当第3四半期連結会計期間より、当社の持分法適用関連会社であるAntolin Kasai TEK Chennai Private Ltd.について、株式を追加取得し連結子会社となったため、連結の範囲に含めております。同社は当社の特定子会社に該当いたします。なお、社名をKasai India (Chennai) Private Ltd.に変更しております。

この結果、平成26年12月31日現在では、当社グループは、当社、子会社16社、関連会社10社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

連結子会社株式の取得

当社は、平成26年9月26日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるAntolin Kasai TEK Chennai Private Ltd.の全株式を取得することについて決議し、平成26年10月14日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載の通りであります。

連結子会社株式の譲渡

当社は、平成26年12月16日開催の取締役会において、当社の連結子会社である蕪湖河西汽車内飾件有限公司の、当社及び当社の連結子会社である広州河西汽車内飾件有限公司が保有する出資持分を譲渡することについて決議し、平成27年1月21日に譲渡いたしました。

詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載の通りであります。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、米国の雇用環境については、賃金の伸びは弱いものの、着実な改善がみられ、個人消費は底堅く増加しており、景気は緩やかに拡大しております。一方、欧州経済は依然として厳しい雇用情勢が続く中、景気は足踏みしており、また中国においても成長の伸びが鈍化しており、景気が減速しております。我が国経済においては消費増税後、景気は下げ止まっており、一部では個人消費も緩やかに持ち直しつつあります。

当社グループの関連する自動車業界では、米国市場では失業率の低下により引き続きSUVと小型トラックを中心に好調な販売が継続しており、また欧州市場においても前年度対比で販売が増加するなど、長引く販売低迷から緩やかな回復がみられました。一方、国内市場では前年度における消費増税前の駆け込み需要による反動減は、徐々に和らぐ中、一部では需要の底堅い動きを見せております。

このような経営環境の中で、当社グループではグローバルな自動車内装部品メーカーとしての地位を確立すべく、品質の確保、生産性向上と原価低減活動の推進、製品開発力・技術力の強化を図り、海外を含む事業展開を積極的に進めております。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は1,539億55百万円と前年同四半期に比べ219億84百万円の増収（+16.7%）、営業利益は76億49百万円と前年同四半期に比べ23億56百万円の増益（+44.5%）、経常利益は76億85百万円と前年同四半期に比べ19億73百万円の増益（+34.6%）、四半期純利益は45億38百万円と前年同四半期比13億24百万円の増益（+41.2%）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（日本）

主要得意先のモデルチェンジに伴う堅調な販売を受けて、売上高は433億27百万円と前年同四半期比17億81百万円の増収（+4.3%）となりましたが、立ち上げ準備費用等の負担もありセグメント利益は10億20百万円と前年同四半期比1億85百万円の減益（-15.4%）となりました。

(北米)

主要得意先の好調な販売状況から、売上高は788億84百万円と前年同四半期比163億57百万円の増収(+26.2%)となり、セグメント利益は29億56百万円と前年同四半期比32億37百万円の増益(前年同四半期は2億81百万円のセグメント損失)となりました。

(欧州)

主要得意先の底堅い販売動向から、売上高は112億21百万円と前年同四半期比4億21百万円の増収(+3.9%)となりましたが、新製品の立ち上げに伴う初期費用の増加等からセグメント利益は5億46百万円と前年同四半期比5億37百万円の減益(-49.6%)となりました。

(アジア)

中国市場は堅調に推移いたしましたが、アセアン市場での販売状況により、売上高は205億22百万円と前年同四半期比34億23百万円の増収(+20.0%)となり、セグメント利益は32億17百万円と前年同四半期比2億71百万円の減益(-7.8%)となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

また、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

当社グループのめざすべきもの

当社は昭和21年に事業を開始して以来、自動車産業の発展と共に技術開発や生産システム作り、人材開発に積極的に取り組み、自動車内装部品の研究開発、製造、販売におけるトップメーカーとしての地位を築いてまいりました。

当社グループは長期ビジョンとして「グローバルエクセレントカンパニーの確立」の理念のもと、グローバル市場における自動車内装部品企業としての地位を確立すべく、製品開発力・技術力の強化を図り、海外を含む取引先への拡販を積極的に進めております。

これら高い技術と共に、最高の品質と価格競争力をもった製品をグローバルに供給することによって、取引先に満足していただくとともに、環境への影響を十分配慮した製品造りを通じて、社会に貢献できる収益力ある企業であることが、当社グループのめざすべきものと考えております。

創業以来培ってきた高い志に基づく経営理念、品質、技術、そして企業文化を共有する人材という有形無形の財産が、当社グループを継続的に発展、ひいては、広く社会から信頼される企業へと導き、企業価値・株主共同の利益確保・向上を可能にするものと考えております。

基本方針

当社は上場会社である以上、原則として、株主は株式の自由な取引を通じて決まるものであり、当社自身の判断で定めるべきではないと考えております。従いまして、大規模買付行為の提案に応じるか否かについても、あくまで、最終的には個々の株主の意思に基づき行われるべきものと考えております。

また、大規模買付行為が提案された場合、当社グループの企業価値に与える影響、大規模買付行為の目的や買付後の経営方針等の情報が十分に株主に提供されるとともに、適切に判断する為の時間が十分確保されるべきであると考えております。

株主の大規模買付行為を行う者の中には、短期的利益を獲得することのみを目的とする者もあり、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損させる恐れが生じることもあり得ます。大規模買付行為により当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配するということは、すなわち、当社グループの経営理念、企業文化、或いは将来のビジョンを理解し、企業価値・株主共同の利益の向上と社会的貢献に継続的に取り組む責務を有するものであると考えておりますが、このようなことを理解せず、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損させるような大規模買付行為を行う者は、当社グループの財務及び事業の方針を支配するものとして不適切であると考えております。

企業価値・株主共同の利益向上への取り組み

当社グループでは、企業価値・株主共同の利益向上への取り組みとして、以下の通り、中期経営計画に基づく各施策と、コーポレート・ガバナンスの枠組みに基づく透明性の高い企業運営を行っております。

イ) 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは「グローバルエクセレントカンパニー」という理念のもと、グローバル市場での自動車内装部品企業としての地位を確立すべく、中長期の計画を策定し、企業価値向上の為の諸施策を実施しております。

ロ) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社グループは、法令等を遵守し、事業等に関するリスクをコントロールしつつ、自律型・高収益企業としての地位を確立することをめざしております。その為のコーポレート・ガバナンスの取組みとして、取締役会を月1回以上開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定することとしている他、監査役制度を採用し、取締役の職務執行並びに国内外の当社グループ会社の業務内容や財務状況の監視を行っております。また、執行役員制度を導入しており、業務執行に係る重要事項を役員会において審議、決定する体制をとっております。関連規定を定め、法令等に沿った適時開示を行う体制を整備している他、投資家向け説明会を通して、当社グループの取組みを直接投資家に説明することや、当社ホームページに最新の企業情報を開示することで、透明性の高い経営をめざしております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社グループの財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ) 本対応方針の目的

当社は上場企業として当社株式の自由な売買を認めるべきであるとの考えから、ある特定の者から大規模買付の提案がなされた場合、これを一概に否定するものではなく、あくまで個々の株主により最終的に判断されるべきものと考えております。当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者を、当社自身が判断するということは考えておりません。

しかしながら、大規模買付の提案の中には、当社グループの本源的価値を適切に反映していない恐れがあるものや、株主、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様との中長期的な良好な関係が損なわれる恐れのあるものが無いとは言い切れません。また、当社グループの財務及び事業の方針を支配する者は、当社グループの経営理念、企業文化、或いは将来のビジョンを理解・実践し、企業価値・株主共同の利益の向上と社会的貢献に継続的に取組む責務を有するものであることを理解しない者が現れないとも限りません。

従いまして、不適切な者によって当社グループの財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する為にも、大規模買付行為がなされた場合には、それに応じるか否かを個々の株主が判断する為の情報と時間を確保すること、当社の取締役会が株主の皆様へ代替案を提示する為の情報と時間を確保すること、そして透明性を確保する為、大規模買付者からの情報、提案、当社取締役会からの意見、提案を全て速やかに開示すること、等を大規模買付ルールとして制定することにより、個々の株主が適切な判断を行える体制を整えることといたしました。

ロ) 大規模買付行為の定義

次のa若しくはbのいずれかに該当する行為（ただし、予め当社取締役会が承認したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません）、またはその可能性のある行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

a. 当社が発行する株券等（注1）に関する大規模買付者の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当社株券等の買付行為。

b. 当社が発行する株券等（注1）に関する大規模買付者、及びその特別関係者（注3）の株券等保有割合（注4）の合計が20%以上となる当社株券等の買付行為。

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株式等をいう。

（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

（注3）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。

（注4）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいう。

八) 大規模買付ルール の 制定

a. 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社代表取締役社長宛に、本件大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文書等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。この意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内)連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

なお、当社の取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領したことについて、速やかに情報開示を行います。

b. 大規模買付者に対する情報提供要求

当社が上記意向表明書を受領して10営業日以内に、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成の為、当社代表取締役社長宛に提供していただく情報(以下「大規模買付情報」といいます)のリストを大規模買付者に交付します。その項目の一部は以下の通りです。

- 1) 大規模買付者(組合・ファンドの場合は組合員、その他構成員を含みます)及びそのグループの概要(具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます)。
- 2) 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付対価の価格・種類・買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます)。
- 3) 買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報等)、及び買付資金の裏付け(実質的提供者を含む資金の提供者の具体的名前、調達方法、関連する取引の内容を含みます)。
- 4) 大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針、事業計画、配当政策、財政政策、資本政策、資産活用等(当社に対し重要提案行為等を行う予定がある場合は、その具体的内容を含みます)。
- 5) 買付後の社員、取引先、顧客、その他の利害関係者の処遇方針。
- 6) 買付後の少数株主との利益相反回避策。
- 7) その他取締役会が合理的に必要と判断する情報。

c. 大規模買付者情報の追加提供と情報開示について

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断の為に必要と認められる場合には、適切と判断する時点でその全部、若しくは一部を開示するものといえます。

また、当初提供いただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。この場合は、当社取締役会は、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が追加で必要とする情報及び必要な理由を通知するものとします。

d. 評価期間

当社取締役会が十分な情報提供を受けたと判断した場合、60日(対価を円貨の現金のみとする公開買付による全株式の買付の場合)、または90日(上記以外の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案の為の期間(以下「取締役会評価期間」といいます)として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、取締役会はフィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他社外の専門家等の助言を受けながら、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、一般に公開いたします。また、取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の変更について交渉し、取締役会として株主の皆様に代替案を提示することもあります。大規模買付行為は、係る取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものといえます。

二) 大規模買付ルールが遵守されない場合の対応

当社の大規模買付ルールにつきましては、当社における手続きの透明性・客観性を高め、個々の株主が適切な判断を行えるよう十分な情報を入手できる体制を整えることを目的としており、新株予約権や新株の割当を用いた具体的な買収防衛策について定めるものではありません。

かかる大規模買付ルールが遵守されず、大規模買付行為がなされた場合、この手続き違反の事実のみをもって直ちに新株予約権や新株の割当といった具体的な対抗処置を実施する予定はございませんが、善管注意義務を負う受託者として、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう、適切に対処していく所存であります。

ホ) 大規模買付ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の対応

以下 a. から h. の類型に該当すると認められ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、適切な時点においてその判断を公開し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう、適切に対処していく所存であります。

- a. 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ、株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付を行っている判断される場合（グリーンメーラー）。
- b. 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要顧客等をそのグループ会社に委譲させることを目的で当社株式の買付を行っている判断される場合。
- c. 当社グループの経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として、不当に流用する目的で当社株式の買付を行っている判断される場合。
- d. 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの不動産や有価証券等の高額資産を売却処分させ、その処分益をもって一時的な高配当をさせるなどで株価の急上昇を狙い、当社の株式を売り抜ける目的で当社株式の買付を行っている判断される場合。
- e. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要する恐れがあると判断される場合。
- f. 大規模買付者による支配権取得により、株主、取引先、従業員等の当社グループステークホルダーの利益を含む当社グループの企業価値が著しく毀損すると予想されたり、当社グループの企業価値の維持及び向上を著しく妨げる恐れがあると合理的な根拠をもって判断される場合。
- g. 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会勢力と関係する者が含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合。
- h. その他、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に明らかに反すると認められる場合。

大規模買付ルールの改廃等

大規模買付ルールにつきましては、平成26年5月23日より発効することとし、有効期間は3年間といたします。ただし、当社は、有効期間中であっても、当該ルールについて随時再検討を行い、見直しすることがあるものといたします。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発費の総額は8億43百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	127,695,000
計	127,695,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	39,511,728	39,511,728	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 あります。
計	39,511,728	39,511,728		

(注) 提出日現在発行数には、平成27年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年12月31日	-	39,511,728	-	5,821	-	1,455

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,768,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,734,800	377,348	-
単元未満株式	普通株式 8,628	-	-
発行済株式総数	39,511,728	-	-
総株主の議決権	-	377,348	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式15,000株(議決権150個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式390株が含まれております。

3. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 河西工業株式会社	神奈川県高座郡 寒川町宮山3316	1,768,300	-	1,768,300	4.48
計	-	1,768,300	-	1,768,300	4.48

(注) 当第3四半期会計期間において、ストックオプションの行使による減少154,000株があり、当第3四半期会計期間末に所有する自己株式は、1,600,320株となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第7条第2項により、第20条及び第22条第3号については、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。比較情報については、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,063	6,445
受取手形及び売掛金	26,956	30,012
製品	1,011	954
仕掛品	7,980	7,812
原材料及び貯蔵品	5,884	5,811
その他	4,440	4,726
貸倒引当金	5	0
流動資産合計	47,330	55,763
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	32,434	34,766
減価償却累計額	16,802	17,806
減損損失累計額	368	449
建物及び構築物（純額）	15,263	16,509
機械装置及び運搬具	52,831	56,307
減価償却累計額	35,532	38,195
減損損失累計額	86	125
機械装置及び運搬具（純額）	17,212	17,987
工具、器具及び備品	24,475	25,517
減価償却累計額	18,372	19,348
減損損失累計額	1	1
工具、器具及び備品（純額）	6,100	6,167
土地	5,627	6,381
建設仮勘定	3,207	5,790
有形固定資産合計	47,411	52,836
無形固定資産		
のれん	1,567	1,561
その他	514	667
無形固定資産合計	2,081	2,229
投資その他の資産		
投資有価証券	7,314	7,878
その他	1,587	1,948
貸倒引当金	7	7
投資その他の資産合計	8,894	9,819
固定資産合計	58,388	64,885
資産合計	105,718	120,648

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,988	24,522
短期借入金	11,985	17,034
未払法人税等	868	434
賞与引当金	925	1,109
その他	8,329	11,242
流動負債合計	44,097	54,344
固定負債		
長期借入金	18,703	17,240
退職給付に係る負債	3,417	4,284
その他	2,337	2,495
固定負債合計	24,458	24,020
負債合計	68,556	78,365
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,821	5,821
資本剰余金	5,186	5,273
利益剰余金	21,820	24,852
自己株式	808	681
株主資本合計	32,019	35,265
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,971	2,209
為替換算調整勘定	1,079	75
退職給付に係る調整累計額	922	925
その他の包括利益累計額合計	31	1,360
新株予約権	90	74
少数株主持分	5,084	5,582
純資産合計	37,162	42,283
負債純資産合計	105,718	120,648

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	131,971	153,955
売上原価	116,815	135,322
売上総利益	15,156	18,633
販売費及び一般管理費	9,863	10,983
営業利益	5,292	7,649
営業外収益		
受取利息	45	46
受取配当金	62	77
為替差益	446	89
その他	248	245
営業外収益合計	803	458
営業外費用		
支払利息	360	399
その他	23	22
営業外費用合計	384	422
経常利益	5,711	7,685
特別利益		
固定資産売却益	20	36
投資有価証券売却益	453	-
段階取得に係る差益	-	49
受取保険金	224	-
特別利益合計	698	86
特別損失		
固定資産売却損	10	11
固定資産除却損	106	25
減損損失	-	119
その他	-	25
特別損失合計	117	182
税金等調整前四半期純利益	6,292	7,589
法人税、住民税及び事業税	1,647	1,817
法人税等調整額	431	501
法人税等合計	2,079	2,318
少数株主損益調整前四半期純利益	4,213	5,271
少数株主利益	998	732
四半期純利益	3,214	4,538

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,213	5,271
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	73	238
為替換算調整勘定	2,610	1,330
退職給付に係る調整額	-	2
持分法適用会社に対する持分相当額	101	16
その他の包括利益合計	2,786	1,583
四半期包括利益	6,999	6,854
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,626	5,929
少数株主に係る四半期包括利益	1,372	924

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間
(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

(連結の範囲の重要な変更)

当第3四半期連結会計期間より、当社の持分法適用関連会社であるAntolin Kasai TEK Chennai Private Ltd.については、株式を追加取得して子会社化するとともに、社名をKasai India (Chennai) Private Ltd.に変更し、連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間
(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が1,296百万円増加し、利益剰余金が943百万円減少しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間より、これらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。

当第3四半期連結累計期間
(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

また、当第3四半期連結累計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第3四半期連結累計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	5,275百万円	6,057百万円
のれんの償却額	118百万円	137百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	342	9.00	平成25年3月31日	平成25年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	413	11.00	平成26年3月31日	平成26年6月23日	利益剰余金
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	226	6.00	平成26年9月30日	平成26年12月8日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北米	欧州	アジア	計		
売上高							
外部顧客への売上高	41,546	62,527	10,799	17,098	131,971	-	131,971
セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,005	1	-	1,016	8,022	8,022	-
計	48,552	62,528	10,799	18,114	139,994	8,022	131,971
セグメント利益又は損 失()	1,205	281	1,084	3,489	5,497	205	5,292

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 205百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北米	欧州	アジア	計		
売上高							
外部顧客への売上高	43,327	78,884	11,221	20,522	153,955	-	153,955
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,638	19	-	1,019	6,677	6,677	-
計	48,966	78,904	11,221	21,541	160,633	6,677	153,955
セグメント利益	1,020	2,956	546	3,217	7,741	92	7,649

(注)1. セグメント利益の調整額 92百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

アジアセグメントにおいて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては119百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

当第3四半期連結会計期間において、当社の持分法適用関連会社であるAntolin Kasai TEK Chennai Private Ltd.の全株式を取得し、当社の連結子会社といたしました。当該事象によるのれんの増加額は、アジアセグメントにおいて99百万円であります。なお、のれんの金額は取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定しております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に変更しております。

なお、当該変更による当第3四半期連結累計期間の「日本」のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)

取得による企業結合

当社は、平成26年9月26日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるAntolin Kasai TEK Chennai Private Ltd.の全株式を取得することについて決議し、平成26年10月14日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Antolin Kasai TEK Chennai Private Ltd.

事業の内容 自動車用内装部品の製造販売

(2) 企業結合を行った主な理由

インド市場における自動車メーカーの成長戦略に基づく生産量拡大が見込まれることを受け、インドでの事業基盤を強化して顧客の需要に応えるべく、Antolin Kasai TEK Chennai Private Ltd.の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

(3) 企業結合日

平成26年10月1日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

株式の取得

(5) 結合後企業の名称

Kasai India (Chennai) Private Ltd.

(6) 取得した議決権比率

結合直前に所有していた議決権比率 50%

企業結合日に追加取得した議決権比率 50%

取得後の議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による、現金を対価とした株式取得のためであります。

2. 四半期連結累計期間にかかる四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成26年10月1日から平成26年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

結合直前に保有していたAntolin Kasai TEK Chennai Private Ltd.の普通株式の企業結合日における時価	500百万円
追加取得に伴い支出した現金	500百万円
取得原価	1,000百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 49百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法、償却期間

(1) 発生したのれん金額

99百万円

なお、のれん金額は、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に暫定的に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

償却方法及び償却期間については、取得原価の配分の結果を踏まえて決定する予定です。

6. 取得原価の配分

当第3四半期連結会計期間末において取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	85円31銭	120円32銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,214	4,538
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,214	4,538
普通株式の期中平均株式数(株)	37,680,746	37,723,317
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	85円08銭	119円82銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	101,560	156,682
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

子会社持分の譲渡

当社は、連結子会社である蕪湖河西汽車内飾件有限公司（以下、「蕪湖河西」）の全出資権を、平成27年1月21日に譲渡いたしました。

なお、この譲渡は、平成26年12月16日開催の取締役会決議及び同年12月30日締結の出資権譲渡契約に基づくものであります。出資権譲渡に伴い、蕪湖河西は当社の連結子会社より除外されることとなります。

(1) 出資持分の譲渡先の名称

蕪湖艾科汽車技術有限公司

(2) 当該子会社の名称及び主な事業内容

名称 蕪湖河西汽車内飾件有限公司
事業の内容 自動車用内装部品の製造販売

(3) 出資持分譲渡の理由

中国におけるビジネス環境の変化等により、当初計画した事業の拡大や売上目標を今後達成することが困難な状況となったことから、今般当社と蕪湖河西の主要得意先である奇瑞汽車股份有限公司との間で、今後の合併事業のあり方について協議を重ねた結果、当社及び当社子会社の広州河西汽車内飾件有限公司が保有する出資持分のすべてを蕪湖艾科汽車技術有限公司へ譲渡することといたしました。

(4) 持分譲渡の時期

平成27年1月21日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする譲渡

(6) 持分譲渡する事業が含まれている報告セグメントの名称

アジアセグメント

2 【その他】

第84期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）中間配当について、平成26年11月7日開催の取締役会において、平成26年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

配当金の総額	226百万円
1株当たりの金額	6円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月8日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月4日

河西工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田良洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京嶋清兵衛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている河西工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、河西工業株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。